

【所属名 市民部福祉事務所】

【会議名 糸魚川市介護保険運営協議会】

日	令和4年8月18日(木)	時間	13:30~15:30	場所	糸魚川市民会館 3階会議室
件名	令和4年度 第1回 糸魚川市介護保険運営協議会 (糸魚川市地域包括支援センター運営協議会・糸魚川市地域密着型サービス運営委員会)				
出席者	<b>【委員】</b> 出席委員 12人 田原秀夫委員(会長)、金子裕美子委員(副会長) 池田正夫委員、中倉幸博委員、比護山之助委員、古川昇委員、山本明子委員、 渡辺二三夫委員、渡邊和紀委員 オンライン出席：谷口修委員、松澤しのぶ委員、多田松樹委員 (欠席委員 安藤隆夫委員、竹内博文委員、広幡隆子委員) <b>【事務局】</b> 7人 市民部：小林部長 福祉事務所：磯貝所長、塚田次長 介護保険係：渡辺係長、川原主査 地域包括ケア係：山岸係長、加藤主査 ※傍聴者なし				

## 会議要旨

1	開会(13:30)
2	市民部長あいさつ
3	報告・協議事項
	(1) 糸魚川市介護保険運営協議会
	① 介護保険の運営状況等について(資料 No. 1-1~1-4)
委員	資料 1-2 で、2月の運営協議会の際の決算見込から6,000万円ほど給付費が下がり51億円を切っていますが、2月の段階ではコロナの第6波で感染者が多い状況もあったなか、当時の見込を大きく下回った原因は分析できていますか。
事務局	2月の時点では、12月分までの実績に基づく単純推計で見込を算出していましたが、1月から2月にかけて3回ほど大きい寒波がやってきた関係で特に通所介護の落ち込みが大きかったのが一つあります。さらに、コロナの関係では利用控えに加え、ショートの実業所等での感染事例発生により、新規の受け入れを一定期間中止せざるを得なかった事情等があり、当時の見込よりもさらに決算額が下がったという状況です。
委員	冬場は、訪問あるいは通所というのはなかなか難しい状況があると思いますが、冬場の利用が下がるというのは、毎年の傾向なのですか。

事務局 内部資料で月別・サービス別の給付費の動向は把握しており、2年続きの大  
雪の前の年の状況では、通所介護の1月利用分で約4,600万円あったものが、  
ここ2か年は約3,600万円に落ち込んでいます。冬場は落ち込む傾向がある  
のですが、今冬と昨冬についてはコロナも相まって落ち込み幅が特に大きい  
状況です。

委員 資料No.1-3の2ページ、上の方にある看護小規模多機能型居宅介護は具体  
的にどのような事業所ができたのか。それから、下の施設サービスで介護療  
養型医療施設と介護医療院が計画値に比べて非常に実績値が低いのですが、  
私の感覚だと、こういった施設を希望する人は多いように思うのですが、計  
画値から見て非常に少ないのは何故でしょうか。

事務局 看護小規模多機能型居宅介護は、市内に事業所はございませんが、住所地  
特例という介護保険の制度で、市外の施設を糸魚川市の被保険者が利用され  
ているものになります。計画では見込んでいませんでしたが、実際の利用者  
がおられたということで実績が出ている状況です。

介護療養型医療施設と介護医療院についても同様に、市内にサービス提供  
している医療機関はございません。治療行為が終わっても在宅に戻るのが難  
しい、かつ継続的な医療的ケアが必要な方が使われる施設になりますが、市  
外の病院内にある施設をご利用いただいた部分になります。計画値は、過去  
の実績から推計したものであり、実際の利用との差が出ているという状況で  
ございます。身近に市内にあるサービスで使いたい時に使えないという状況  
で計画値を下回っている訳ではありません。

委員 差し支えなければ、具体的な病院名を教えていただけるとありがたい。

事務局 手元に資料がないので、議事録確認等とあわせ近隣にある施設について情  
報提供させていただきます。

## ② 介護職員の処遇改善について（資料No.2）

委員 2ページ目、事業計画への影響について、令和5年度までの計算は書いて  
ありますが、その後の計画について国はどのような方針を示しているのか教  
えていただけますか。

事務局 第8期介護保険事業計画期間である令和5年度までということで記載して  
います。令和6年度からの第9期については、全体の介護報酬改定の中で方  
針を示されるので、今時点で何とも申し上げられませんが、処遇改善を継続  
的にやっていくために加算という形に置き換わるものと認識していますの  
で、令和6年度以降の増額の影響分については全体の介護報酬改定や制度改  
定とあわせ、来年度にこの委員会等でもご審議いただき、見込みに基づいて  
保険料等も決定させていただきます。

委員 介護職員が非常に不足していて、報酬を少しでもベースアップするとい  
うことで、利用者も負担しないといけない部分もあるのですが、介護職員の方  
がいてくださってこそ成り立つ介護サービスであり、介護職員がいなくなる  
状況はとんでもないことなので、ベースアップは是非していただきたいです。

うまく言えませんが、それが利用者の負担に沢山かかってくると、それもやはり苦しい状況になりますので、何か違う方法があればよいのにと思います。水面下では原則 1 割負担が 2 割負担 3 割負担の人を増やすとか、近い将来は全員 2 割以上になるのではないかと、色んなことが飛び交っていて不安です。市役所がどうこうできる問題ではないのですが、是非また色んな情報があったら教えていただきたいと思ひます。

委員 2 ページの 3、事業計画への影響のところ介護報酬の改定率換算とあり、プラス 1.13%となっていますが、この根拠は何でしょうか。

事務局 国の審議会等で示された資料の数値を引用したものです。加算の計算は、各事業所の前年の介護報酬額に一定の率を掛けて求めるものであり、その加算分を算入した場合に、従来の報酬総額に対してプラスの改定率になる数字だと認識しております。

委員 10 月からは補助金でなくなり、被保険者の負担が発生するわけですね。この改定率というのは、確かサービスごとに率が違って、0.8 か 0.9 ぐらいから 2.4~2.5 ぐらいの幅があったと思ひます。その掛け率の平均が 1.13 になるということなのか今の説明ではよくわかりません。要は、この 10 月からは被保険者が負担していく介護報酬が、改定率分だけ高くなっていくというようなことだと思うのですが、もう少し詳しく教えてください。

事務局 資料に記載したのは、補助金が加算に置き換わることによって、報酬額全体が上がる形になるので、保険給付で賄う額も増えますという試算額になります。改定率換算については、サービスごとに示された掛け率の平均値ではなく、加算が導入されることによる国全体の介護報酬全体の上乗せ分と捉えています。この改定率換算値を用いて 10 月からの 1 年半分を試算した金額を資料に記載しておりますし、その増額分が令和 3 年度の決算額において計画で見込んだ額を下回っているため、保険料の変更や基金の取り崩しをせず、やり過ごせるのではないかとこの主旨でございます。

会長 今回の 3 つ目の加算については、2 月から 9 月までが補助金対応、10 月以降は報酬を改定して加算措置を行うという 2 本立てとなっております。

先ほど他の委員から発言があったように、待遇改善をするために国の補助金で全て賄えれば大変ありがたいことですが、介護人材確保に向けた手立てができるということかと思ひますが、国も全体としての財源を考えた上でこのような体制になったものと解釈しています。

また、改定率 1.13 については、国が示したものをを用いて概略的な影響を把握するために試算したということで、実績についてはまた変わる可能性もあるということで見ただければと思ひます。

委員 令和 5 年度までは、今の段階では保険料の中で賄うことができますが、次の 9 期には全体の負担が上がっていくとすれば、保険に加入している方々の負担が上がるので、この運営協議会でもきちっと話をしなければと思ひますし、他の委員が言われたように保険に加入している人たちに負担をかけるのではなく、国としてもやっぱり今の割合を上げていくべきだろうという意見

は、私も賛成です。

続いて、前回 2 月の協議会の時に、処遇改善等の補助金が各事業所でどのような計画書を提出して、処遇がどう改善されたか把握していく必要があるという回答がありました。実際に調査をされて回答された事業所があれば把握された内容をお聞かせください。

事務局 補助金が 2 月に始まった際は、介護職員 1 人当たり約 9,000 円の賃上げ相当分ということでした。そうしたものがきちんと職員に行き渡っているかどうか、しっかり見ておく必要があるという意見をいただいていたので、国の補助金として県に提出される補助金申請書の写しを何件かの事業所からいただいています。中身については、最低基準通りに職員配置した場合は、約 9,000 円となる制度設計なのですが、施設を運営するには、ある程度余裕を持った人員配置をしないと運営が回らないので、特に規模が大きい特養などの施設では、今回の補助金を受けての賃金増額分は、9,000 円から大きく下回っている状況です。比較的小規模な事業所では、最低基準に近い人員でやり繰りされているので、いくらかは 9,000 円に近い数字にはなっていますが、完全に 9,000 円とか 8,000 円台とかという数字の申請はありませんでした。これは、市内だけでなくこの制度全体として、実態として 9,000 円という形にならないというのは、協力いただいた申請内容からうかがえる結果ですし、運営されている法人からも同様の声をお聞きしています。

会長 今ほどの調査に協力いただいた事業者は何件ぐらいですか。また 9,000 円に届かないというのは全体的な状況なのか説明してください。

事務局 今回の補助金は、従来の処遇改善加算を算定していることが条件なので、その中から規模に応じて 10 件ほどサンプル的に協力をお願いしたものです。

委員 前回の協議会でも、正しく現場の方々に届いているのかというのが、皆さんの意見の根底にあったと思います。改善見込に対して何割行ったのかはわかりませんが、補助金の趣旨は生きていると理解してよろしいですか。

事務局 従来の処遇改善のための加算は、報酬額の増減により加算の額が変わるため、年度末の一時金のような形で調整することもできたのですが、今回の補助金は毎月決まって支払われるということを給与規程等で規定することが条件になっています。事業所への聞取りにおいても給与規程を改定し手当を新設する等の対応で、9,000 円に達しないまでも額を定めた上で給与規定等を改定されていることは確認しています。

## (2) 糸魚川市地域包括支援センター運営協議会

① 地域包括支援センターの事業について（資料 No. 3-1、3-2）

② 指定介護予防支援業務の委託について（資料 No. 4）

（一括説明・質疑）

委員 介護が始まる前の段階から地域住民のことを守っていただける包括支援センターは大変ありがたい存在ですが、まだまだ存在を知らない人が多いと感じることがあります。例えば、先日、50代の夫婦と、20代の方、みんな働いている方から、80代のおばあさんが認知症で目が離せないで、誰が仕事を辞めて世話をすればいいかという相談がありました。私は、誰も仕事を辞める必要ありません、地域包括支援センターにご相談されてはどうですかと言ったのですが、介護保険が始まって地域包括支援センターが地域で長い間、色んな関わりをしてくださっているのに、市民の中にはまだそういう人がいるんだなとびっくりしました。

1点質問です。資料 No. 3-1、1 ページ目の最後、権利擁護支援のところで「対応の標準化が必要」とありますが、人によってまちまちの対応をしているとは思えないので、この標準化という意味について教えてください。

事務局 権利擁護支援では、各包括でもかなり件数のばらつきが多くなっています。包括の中には社会福祉士部会、保健師部会、主任ケアマネ部会などがあり、虐待に関してはマニュアルもありますし、成年後見では市長申立用の資料もあります。今後、社会福祉士部会で広く共有して、対応の標準化を図っていききたいという主旨で記載しております。

委員 資料 No. 3-1、2 ページの(1)、介護予防ケアマネジメント実施件数が増えています。次のページの(4)、ケアマネ支援内容別件数の方は減っています。ケアマネジメントや予防支援が増えすぎて、居宅介護支援事業所に対する包括支援センターの連携としてのケアマネ支援件数が減っているということなのか、(1)と(4)の件数の関係について、どのように捉えていますか。

事務局 要支援認定者、事業対象者の人数が増えているなかで、介護予防ケアマネジメントや介護予防支援の業務が非常に増えているところですが、居宅介護支援事業所への委託が、なかなか進んでいないという状況もあり、このような数値になっているものと認識しています。

今年の4月には、居宅介護支援事業所、ケアマネを集めた会議の中で委託についての相談、説明をしておりますので、今後少しでも委託率が改善できるよう働きかけてまいります。

委員 包括支援センターと居介護支援事業所、いわゆるケアマネさんの事業所との連携が、包括支援センター側から見ると、まだきちんとでき上がっていないし、時間もないというお話もいただいているところであり、その結果がこの表に現れているのではないかと思います。皆さんの目標の中でも連携を取るということになってはいますが、包括支援センター側が考えるところの活動がされていないというように文面からは受け止められるのですが、その点に

については現場の包括支援センターの方は、どのように考えておられますか。

包括職員

居宅介護支援事業所との連携という部分では、介護予防ケアマネジメントの委託率が低いので、委託率が向上することで居宅介護支援事業所との連携が高まるというふうに私も思っています。居宅介護支援事業所とは定期的に地域課題や個別課題を検討する勉強会が開催されているのですが、やはり委託の件数が少ないと、プランを包括支援センターがチェックする機会が少なくなるので、そういった部分では連携が不足しているのかなと感じています。ただ、居宅介護支援事業所の定期的な会議には、包括支援センターの職員も毎回参加していますので、そうした情報共有は非常にうまくできていると思っています。

委員

1 ページ目で、介護支援専門員にはアセスメント研修が実施できたというふうに福祉事務所は全体としては思っているわけですが、個別の中身を見ると、実践力の向上に努める必要があると書かれています。先ほど言われたように、委託が少ないからそのようになっているというふうに今のお話だと受け止めてしまうのですが、果たしてそうなのかなという感じはします。要は、保険者側で見ていることと、一つ一つの包括支援センターで受け止めていることが違っているのではないかと私は思うのですが、いかがですか。

事務局

1 ページ目の結果にある、アセスメント研修を実施できたということについては、限定的に自立に向けた地域ケア会議というテーマを決めて、三つケースを挙げた形での研修を行ったという事実として記載したものです。結果として、それが連携の強化ということに関し、もう少し深い部分に根差してできたかとなると、今のような現場の声になるのかなと思います。やはりケアマネさんのスキルアップというところは、ケースを通していくことかと思えますので、今後、私どもの仕掛けとして研修のやり方、連携の仕方というところは、一工夫必要かなと考えています。

委員

基幹型包括支援センターが行政の中にできたということが大いに期待をするところですので、今言われたような問題点は、きちっと吸い上げた上で取り組んでいただきたい。4 ページ目にある評価についても指標のグラフに合わせるという評価の仕方があるわけですね。前回の協議会の資料を見ると、行政の評価と個々の包括の評価で相当違うので、皆さんの方で、今言われたようなことに対し何をしていけばいいのかというのは、基幹型包括支援センターの中できちっとやっていただきたいと期待しています。

委員

要望ですが、包括支援センターの方から本運営協議会に委員として参加を固定していただくような形が取れないかということです。包括支援センターの大変なご苦勞が話し合われると思いますので、福祉事務所の方から、ぜひ固定した形で参加していただくよう包括支援センターにご検討をお願いしてほしいです。

### (3) 糸魚川市地域密着型サービス運営委員会

#### ① 認知症グループホーム事業者の公募について（資料 No. 5）

委員 今の説明の中で、看取りまで対応するというお話がありました。グループホームなどでは利用者が重度化してくると特養や老人ホームにつなげるというのが一般的だと思うのですが、そちらの方では入所から終身まで対応するという認識でよろしいですか。

事業者 当社としては、できる限りご利用者様、ご家族様のご意向に沿った形で、可能な限り対応させていただきます。看取りについても、ご希望があれば最期まで施設という対応をさせていただきたいと思います。

委員 もし、そちらで看取りができないというような事例があった場合は、例えば、施設側から他の施設の方へという依頼をされる事がありますか。

事業者 ターミナル期となると、ご家族の方の気持ちも結構揺れ動く方もいますので、慎重な対応が求められると思いますが、最期をどの場所で迎えたいかというところをお互いしっかりと確認し、可能な限りそうしたご意見やご要望をお聞きしています。中には、最期は病院という方もいらっしゃるかもしれませんが、そうした柔軟な対応をしていきたいと思っています。

委員 グループホームで看取りを迎えたいというご家族の方の要望も結構耳にしますので、終身まで看取っていただけるというのはすごく良いことだと思います。

#### ② 地域密着型サービス事業所の休止について（資料 No. 6）

（質疑なし）

### (4) 意見交換

委員 高齢者施設としての要望という形になるのですが、新型コロナに対する対応についてです。第7波が今までより高い波で、今まで何とか高齢者施設内に入らないようにしのいできたのですが、なかなかもうしのぎ切れない状況になっていて、以前からそうだったのですが新型コロナへの対応の費用が、かなり経営を圧迫している実情があります。加えて、長年にわたるコロナへの対応で職員も疲弊し切っている状態です。先ほど処遇改善の話もありましたが、一律に9,000円ベースアップという言葉だけが独り歩きしていて、実情はそれほどアップを望めないような制度設計になっていますので、ぜひ介護職がもっともっと評価されるような介護保険制度改定であってほしいなと思います。また、次の介護保険制度改正でコロナが収まっていればよいのですが、仮に収まっていたとしても施設の経営基盤は弱くなっているため、経営基盤を立て直すような何かしらの支援というのも介護保険のなかでやっていただきたいというのが高齢者施設としての要望です。

事務局

市といたしましても市長会や県内の市議会議長会等での要望にはあげているところですが、介護保険全体の制度改定の話は、なかなか私どもも立ち入れない部分もあるのですが、現状としては、利用控え等で収益が下がっている一方で、経費は増す一方だという直近の物価高騰の影響も把握しておりますので、コロナに関する経費支出への支援や物価高騰に対する支援というのは、市の方でも対応していきたいと考えています。

4 その他（どこシル伝言板の運用、次回日程等）

5 閉会